

平成 29 年度 第 1 回富山市障害者自立支援協議会（全体会） 会議録

日 時：平成 29 年 8 月 31 日（木） 14：15～16：45

場 所：富山市役所東館 8 階 802 会議室

出席者：宮 田 伸 朗 会長、野 尻 昭 一 委員、井 波 博 典 委員、  
大 井 きよみ 委員、岡 本 武 勇 委員、荻 布 知 寿子 委員、  
折 江 鈴 子 委員、金 子 かつよ 委員、澤 田 和 秀 委員  
土 居 恵利子 委員、野 口 雅 司 委員、服 部 孝 則 委員、  
山 方 功 委員、山 村 敏 博 委員、吉 山 泉 委員、

欠席者：麻 生 光 男 委員、竹 邦 子 委員、塚 田 彰 委員、  
富 田 光 國 委員、森 本 滋 委員

事務局：西田 福祉保健部長、作田 福祉保健部次長、瀧波 保健所次長  
中島 障害福祉課長、豊岡 障害福祉課課長代理、遊道 障害福祉課副主幹  
恒川 障害福祉課企画係長、浅島 障害福祉課障害福祉係長、  
佐藤 障害福祉課自立支援係長、唐木 障害福祉課医療係長、  
神戸 障害福祉課主査、吉田 障害福祉課主任

市委託相談支援事業所：

自立生活支援センター富山、富山市恵光学園、セーナー苑 We ネット、  
ゆりの木の里相談支援事業所、あすなろセンター、和敬会生活支援センター、  
フィールドラベンダー、富山市障害者福祉センター基幹相談支援室

議 題：

- 1 富山市の障害福祉の現状について
- 2 第 5 期富山市障害福祉計画の策定について
  - (1) 策定の趣旨
  - (2) 国の基本指針の全体像と主なポイント
  - (3) 第 5 期富山市障害福祉計画策定

(会議資料)

- 1 富山市障害者自立支援協議会設置要綱
- 2 第 5 期富山市障害福祉計画策定にあたっての団体からの意見聴取中間報告
- 3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

議事概要：

- 1 開会
- 2 議事

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から、平成29年度第1回富山市障害者自立支援協議会を開会いたします。

はじめに、福祉保健部長 西田政司よりご挨拶申し上げます。

(福祉保健部長)

本日、委員の皆様方をはじめ、お集まりいただきました皆様には、日頃から、本市の福祉行政の推進にあたりまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

近年、本格的な人口減少や少子・超高齢化が急速に進展する中、本市におきましては、本年4月に、総曲輪レガートスクエア内に、赤ちゃんから高齢者、障害者の方が住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアの拠点施設として、「富山市まちなか総合ケアセンター」がオープンしました。

ご承知のとおり、本年は、本年は、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定の年となっています。これらの計画は、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという「地域共生社会」の実現に向け取り組むことが、国の基本理念で定められています。

第1期障害児福祉計画につきましては、懇話会を設置し、8月2日に第1回の会合を開催したところです。

第5期障害福祉計画につきましては、この自立支援協議会でご意見を伺いながら策定していきたいと考えています。

皆様方には、忌憚のないご意見をいただければと思いますので、本日はどうぞよろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、今年度より新たに委員に就任された4名の委員の皆様を、ご紹介させていただきます。

富山市身体障害者福祉協議会会長の岡本委員、富山市精神障害者家族会等連絡会会長の折江委員、社会福祉法人セーナー苑副苑長の土居委員です。富山県心の健康センター所長の麻生委員は、本日は、ご都合により欠席されています。

昨年度より引き続き就任の委員の皆様については、「富山市障害者自立支援協議会委員名簿」をもってご紹介に変えさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、竹委員、塚田委員、富田委員、森本委員は、本日は、ご都合により欠席されています。

それでは議事に移ります。議事の進行は、設置要綱の規定により、会長が議長となりますので、宮田会長、よろしくをお願いします。

(会長)

宮田でございます。引き続き会長ということで進めさせていただきたいと思います。

今ほど話がありましたが、今年度は第5期障害福祉計画の策定の年です。平成18年に自立支援協議会ができてから4期(12年)経ち、その間、様々な制度改正や制度の新設、

様々なシステムやサービスの変更等がありましたが、まだまだ課題が多く、それらの課題を、これから3年間で、どこまで計画を立て実行していくのかを検討するのが今年度の自立支援協議会の課題です。100%というのは難しいと思いますが、近づけていく努力はできると思いますので、ぜひ委員の皆様方の積極的なご発言をよろしくお願ひしたいと思ひます。

皆様方のご協力を得まして議事を進めていきたいと思ひます。

## 1 富山市の障害福祉の現状について

(事務局)

資料 1～21 頁に基づき説明

[質疑応答・ご意見]

(会 長)

ただいまの説明について、ご質問やご意見があればお願ひします。

(委 員)

最近、新聞に岡山県、名古屋市の就労継続支援 A 型事業所について、撤退していく事業所が増えており、二百人以上の方が解雇されたという記事が出ていましたが、富山市の状況はいかがでしょうか。

(事務局)

富山市内においては、現在、休止している事業所が 1 か所ありますが、事業所から次の利用先について障害福祉課へ相談に来ておられ、適切に次の利用先につないでいるところです。

(会 長)

急に事業所が廃止になると、働く場がなくなるため、市のほうで相談や調整の支援をしていただければと思ひます。

## 2 第 5 期富山市障害福祉計画の策定について

(1) 策定の趣旨

(2) 国の基本指針の全体像と主なポイント

(3) 第 5 期富山市障害福祉計画策定

①第 3 次富山市障害者福祉計画の策定の体系と第 4 期富山市障害福祉計画

②第 5 期富山市障害福祉計画策定にあたっての団体からの意見聴取

(事務局)

資料 22～31 頁に基づき説明

[質疑応答・ご意見]

(会 長)

ただいまの説明について、ご質問やご意見があればお願いします。

(委 員)

資料 28 頁の第 5 期障害福祉計画に係る成果目標についてですが、現実的に、精神障害の方が在宅に戻ってこられるのか？と感じています。不完全な状態で在宅に戻っても、受け皿がなく、結局すぐに病院へ戻ってしまうという現状があります。

(事務局)

第 5 期障害福祉計画の目標には、国の基本指針の成果目標値が書かれています。これを受けて、市のほうでどのような目標値にしていくか皆様にご意見を聞きながら設定していこうと思っています。第 4 期の障害福祉計画まで、入院中の精神障害者の地域生活への移行について、圏域ごとに県が目標を設定していましたので、富山市の障害福祉計画の中では定めていませんでした。第 5 期の障害福祉計画では、精神障害者の地域包括ケアシステムの構築が市町村ごとにするのと定められていることや、実際に受け入れるのが精神障害者の家族の方等になるため、市の考え方を県に伝えながら目標値が決まってくるものと考えます。

(委 員)

市は、地域に移行するためにグループホームの整備を後押ししていますが、実際にグループホームを作る時には、建築法と消防法が大きな比重を占めてきます。

これまでグループホームを作る時、新築では莫大な費用がかかるため、空き家等を利用したり、改築したりしながら作ってきましたが、改築にしてもスプリンクラーの設置などは結構なお金がかかり、消防署からよく指摘されています。指摘されることは非常によくわかるのですが、求められる事に対して答えられないのが現状で、それがグループホームが増えない一つの原因ではないかと思っています。市として、どのように解決していくのか聞かせてください。

(事務局)

グループホームの整備については、総合計画の中でも位置づけられており、1年に少なくとも1か所は社会福祉施設等施設整備費補助金を使いながら新築のところを整備補助しています。スプリンクラーについては、消防法の関係もあり改修等必要なところに、今年度は2か所に補助金を出すことになっています。毎年8月頃に公募し、グループホームの改築や新築について整備しています。

消防法は、いろいろな所で火災があり厳しくなっている背景がありますが、実際、障害者のグループホームは高齢者のグループホームに比べて夜間の手が薄く、ある程度の設備は必要であると認識しており、これから整備していくところについては厳しいかもしれませんが、基準を守るよう整備していただく事が必要ではないかと考えています。

(会 長)

人権という部分と財源という部分をどのように折り合いをつけながら目標に向かっていくかという問題があります。

(委員)

障害者支援施設です。比較的重度の身体障害者の方、高齢の方がおられる施設であり、地域移行については親や兄弟も仕事をしているなど自宅に戻る事が難しい状況です。同じ障害者支援施設でも、同一法人内にグループホームがあり、地域移行される施設もありますが、車椅子対応のグループホームというのは難しく、私たちの法人では整備されていないというのが現状です。

質問ですが、相談対応を行う際の個人情報について、同じ市役所の職員であっても個人情報が得られないという問題で、親族に連絡する方法が無いなど困った事例はありますか。個人情報を法的に得るシステムがあるのか聞かせていただきたい。

(委員)

民生委員は、例えば生命や身体に関わるなどの場合等、地域でディスカッションした上で、市に相談し情報を得るようにしています。共有する情報は、必要な人の必要な情報だけで、全ての情報を共有するわけではありません。

(事務局)

各課の間の個人情報についての情報共有は、法令に基づき事務手続き上必要な情報について共有しています。災害時の避難行動要支援者は各課で名簿を保管していますし、例えば虐待等の個別の相談についても関係があれば、本人の了解を得て情報を共有しています。ただ、個人情報は守る必要があるので、例えば障害者の名簿を長寿福祉課に提供するといった、一律に情報を提供する事はしていません。

今後、地域共生という点で縦割りの対応については大きなテーマであるので、少し時間をかけて整理していきたいと思います。

### ③第5期富山市障害福祉計画策定にあたっての検討 その1

- ・地域活動センター
- ・相談支援体制
- ・障害者の移動支援

(事務局)

資料 31～36 頁に基づき説明

[質疑応答・ご意見]

(会長)

移動支援関連についての話や、相談支援体制については、地域包括支援センターのような地区割や24時間の体制についての話がありました。また、地域活動支援センターについては、就労継続支援B型への利用が進んでいるので、どのように支援するのかという話がありました。ご意見など頂戴できればと思います。

(委員)

地域活動支援センターについてですが、自立支援法の頃にも同様の話があり、市の意向として、いずれは就労支援型に変わっていくという説明を受けた記憶があります。

未だに地域活動支援センターが残っているということは、逆に進んでいないのかという確認をしたいと思います。

(事務局)

自立支援法が制定された頃、地域活動支援センターを就労継続支援 B 型に変えていきたいという話でしたが、その後の情勢の変化で、第 3 期の地域活動支援センターの目標は 14 か所、第 4 期は 11 か所としており、極端に減らすという考え方はしていません。

就労継続支援 B 型と地域活動支援センターの利用者は少し趣が違う部分もあります。地域活動支援センターでは、いろいろな創作的活動をしており趣向も違いがあるため、全部が変わるということではないこと、また、就労継続支援 B 型に変わりたくても人員や設備の問題がありハードルが高いということもあります。

(委員)

委託相談支援事業所について現場で感じることをして、基幹相談支援室と委託相談支援事業所は同等の仕事をしていると思うのですが。そのことを考えると、一人ひとりの単価が低く、相談員の数を増やせないという現実がある気がします。

(事務局)

委託相談支援事業所が基幹相談支援室と変わらない事をしているという話ですが、基幹相談支援室には、障害者虐待や処遇の困難な方の対応を中心に行っていており、営業日以外の出勤もしています。委託相談支援事業所には、少し安定された方をお願いしており、基幹相談支援室と委託相談支援事業所では業務内容や対象者が少し違う訳です。

(会長)

関連した質問ですが、委託でない相談支援事業所が増加しているという状況ということですが、委託の相談支援事業所が 7 か所、基幹相談支援室が 1 か所、委託でない相談支援事業所はどのような状況なのでしょう。

(事務局)

資料の 8 頁をご覧ください。平成 28 年度の相談支援事業所数は 23 か所となっております。その内 7 か所が委託、16 か所が委託ではない相談支援事業所であり、中には大変処遇が困難な方に対応していただいている事業所もあります。

(会長)

16 か所の相談支援事業所は委託ではないことから何の予算措置もないという、このアンバランスを今後どのように対応していくかが論点になっていくと思います。もしかすると委託の 7 か所よりも高いレベルの活動を行っているという言い分もあるかもしれません。

(委員)

6 年前に障害者虐待防止法が施行され、富山市でも年に何件か虐待関係で自宅にいら

れないということがあると思います。私たち入所型施設の強みは、泊まる場所を有しているということです。このような時ご相談いただければ、できる限り緊急的に受け入れたいと思っています。市や相談支援事業所と連携できたらと思います。

(会 長)

心強いお言葉だったと思います。他に何かありますか。

(委 員)

第5期の障害福祉計画には入っていませんでしたが、福祉避難所の指定など災害時の対応について付け加えておこなうてはいけないのではないかと思います。

(会 長)

災害時の対応について、国の指針や成果目標の中に無いということですが、現在の富山市の障害福祉計画の体系の中にあるのか無いのかを含めて確認は必要だと思います。事務局で確認をお願いします。

(委 員)

富山市身体障害者福祉協議会です。第5期富山市障害福祉計画策定にあたっての団体からの意見聴取の中に出てきましたが、高齢障害者の取り扱いについて意見を述べさせていただきたいと思います。高齢者は、病気に関する不安や認知症、寝たきり等についての心配があり、障害に至る前に健康の維持や介護予防を中心とした取組が必要であると思います。長寿福祉課では富山市高齢者総合福祉プランを策定しており、現行プランでは、健康づくりと介護予防の推進、生きがいくくりと社会参加の推進、日常生活を支援する体制の充実、住まいと生活環境の整備、介護保険事業の充実を施策の柱として策定していますが、身体障害者という立場から、このようなことが障害者の中でも必要ではないかということを行行政と話をした経緯があります。富山市高齢者総合福祉プランは、立派なプランではありますが、残念ながら障害という文字は出てきておりません。高齢の障害者ですから、この中に入っていると理解するのが当然ということでしょうが、見る人が見ると障害者を排除した内容かと思ったり、障害者の中で話し合われたら良いかと思ったりします。

(会 長)

障害者福祉サービスと介護保険サービスの連携した支援体制を相談支援も含めてどのようにつくっていくか、これからの課題であり、「我が事、丸ごと」という中で包括的な相談支援体制を整備し、包括的なサービスにつなげていくというご指摘だと思います。

3つの論点について、まだまだ議論したいところではありますが、後日、またご意見があれば伺うこととしたいと思います。

それでは、事務局からその他ということで説明をお願いします。

(事務局)

まず、障がい者等用駐車場利用証交付制度についてご説明します。高岡市障がい者自立支援協議会事務局より、障害者や高齢者等で歩行が困難な方に対し、共通の利用証を

交付する「障がい者等用駐車場利用証交付制度」の導入について、県へ要望書を提出したいと考えておられ、広域での取り組みについても考えているとの連絡がありましたので、ここでご報告させていただきます。

続きまして、次回の全体会の開催についてですが、10月下旬から11月上旬頃を予定しております。日時については、9月に入りましたら、委員の皆様にはスケジュール調整のご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(会 長)

それでは、時間も超過しておりますので、これで終了したいと思います。長時間にわたり議論いただき、ありがとうございました。本当はもう少し時間をかけて議論したいところではありますが、今日のご意見や団体から聴取したご意見等をふまえ、富山市なりの障害福祉計画の素案の作成に取り組んでいただきたいと思います。委員の皆様方にもご意見をお寄せいただければと思います。

それでは、以上で協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

(事務局)

本日はお忙しい中、各委員におかれましてはご出席をいただき、ありがとうございました。これを持ちまして、本日の協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。